千葉 学 様



行政手続法に基づく行政指導の中止等の求めの申出について(回答)

令和3年2月24日付け行政手続法に基づく行政指導の中止等の求めの申出書について次の とおり回答します。

1 申出書の取扱い

当該申出書は、行政手続法第36条の2に基づくものとして提出されたものであるが、同 法第3条第3項に基づき地方公共団体には同法は適用されないため、座間市行政手続条例第 34条第1項に基づくものとして取り扱う。

2 回答

本件申出を棄却する。

3 理由

本市は、申出内容に係る座間市行政手続条例第32条第1項に基づく行政指導を貴殿に対して申出日現在において行っていないため。

担当 市長室危機管理課 046-252-7395 (直通)